

参照条文（労災保険関係成立票の改正関係）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）
（保険関係の成立の届出等）

第四条の二 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

② 保険関係が成立している事業の事業主は、前項に規定する事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

第四十五条の二 この法律に規定するもののほか、労働保険料の納付の手續その他この法律の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）

（建設の事業の保険関係成立の標識）

第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第二十五号）を見易い場所に掲げなければならない。

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（標識の揭示）

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（標識の記載事項及び様式）

第二十五条 法第四十条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。

一（五）（略）一般建設業又は特定建設業の別

② 法第四十条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設工事の現場にあつては別記様式第二十九号による。

様式第 25 号 (第77条関係) (昭50劳令 6・平22厚劳令107・一部改正)

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立年月日	年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

文	地	横	縦
字	色		
黒	白	1ン五 トチ○ ルメセ	1ン四 トチ○ ルメセ

第四十三編 労働 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則)

三九八六

様式第二十九号 (第二十五条関係) (昭63建令10・全改、平6建令4・平12建令41・平23国交令106・一部改正)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可 () 第 号		
許可年月日			

25cm以上

35cm以上

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

参照条文（船舶所有者の事業に係る第一種調整率の改正関係）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）
（一般保険料に係る保険料率）
第十二条（略）

②（略）

③ 厚生労働大臣は、連続する三保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業であつて当該連続する三保険年度中の最後の保険年度に属する三月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについての当該連続する三保険年度の間における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る保険給付（以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかかつた者に係る保険給付」という。）及び労災保険法第三十六条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者（以下「第三種特別加入者」という。）に係る保険給付を除く。）の額（年金たる保険給付その他厚生労働省令で定める保険給付については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）に労災保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるものの額（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）から非業務災害率（労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）に应ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から第十三条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第二十条第一項各号及び第二項において同じ。）に应ずる部分の額を減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第二十条第一項第一号において「第一種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

一 百人以上の労働者を使用する事業

二 二十人以上百人未満の労働者を使用する事業であつて、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定によ

る労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの

④～⑨ (略)

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）
（第一種調整率）

第十九の二 法第十二条第三項の業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める第一種調整率は、百分の六十七とする。ただし、次の各号に掲げる事業にあつては、当該各号に定める率とする。

- 一 林業の事業 百分の五十一
- 二 建設の事業 百分の六十三
- 三 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業の事業 百分の六十三

参照条文（労働保険率表の細目の改正関係）

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）
（労災保険率等）

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の五十とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の詳細は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。